

ID: 1678

担当部署: 健康福祉部 子育て支援課

処分の概要	母子家庭自立支援給付金の支給
法令名称 根拠条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第31条
法令番号	昭和39年法律第129号
【基準】 法第31条及び政令第27条から第29条までの規定による。 (母子家庭自立支援給付金) 第31条 都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金(以下「母子家庭自立支援給付金」という。))を支給することができる。 (1) 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、厚生労働省令で定める教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、その者に支給する給付金(以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。)) (2) 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格として厚生労働省令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するためその者に支給する給付金(以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。)) (3) 前2号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの (母子家庭自立支援教育訓練給付金) 第27条 法第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金(以下単に「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。))は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであつて、前年(1月から7月までに母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給の請求をする場合にあっては、前々年とする。以下この項において同じ。))の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する扶養親族(以下「扶養親族」という。))及びその者の扶養親族でない児童でその者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4第2項の表の第2欄に定める額未満であるもの(以下この項及び第3項において「受給資格者」という。))が、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、当該受給資格者に対し支給するものとする。 2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当法施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例による。 3 母子家庭自立支援教育訓練給付金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定による教育訓練給付金(次号及び第3号において「教育訓練給付金」という。))の支給を受けることができない受給資格者(次号に掲げる者を除く。)) 当該受給資格者が第1項に規定する教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る。))の額に100分の60を乗じて得た額(その額が20万円を超えるときは、20万円) (2) 教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(職業に必要な実践的かつ専門	

的なものとして法第8条第1項に規定する都道府県知事等が指定する教育訓練（以下この号及び次号において「指定教育訓練」という。）を受ける者に限る。） 当該受給資格者が当該指定教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が80万円を超えるときは、80万円）

- (3) 教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者 第1号（指定教育訓練を受ける者であるときは、前号）に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けることができる教育訓練給付金の額を差し引いた額

- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定により母子家庭自立支援教育訓練給付金の額として算定された額が1万2千円を超えないときは、母子家庭自立支援教育訓練給付金は、支給しない。

（母子家庭高等職業訓練促進給付金）

第28条 法第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金（以下単に「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。）は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであつて、前年（1月から7月までに当該母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあつては、前々年とする。以下この項において同じ。）の所得が、その者の扶養親族及びその者の扶養親族でない児童でその者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表の第2欄に定める額未満であるもの（以下この条において「受給資格者」という。）が、就職を容易にするために必要な資格を取得するため養成機関において1年以上修業する場合に、当該受給資格者に対し支給するものとする。

- 2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当法施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例による。

- 3 母子家庭高等職業訓練促進給付金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 受給資格者及び当該受給資格者と同一の世帯に属する者が母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（4月から7月までに当該母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。次条第4項第1号において同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び法第31条に規定する母子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。次条第4項第1号において同じ。） 月額10万円（第1項の養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額14万円）

- (2) 前号に掲げる者以外の者 月額7万500円（第1項の養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額11万500円）

- 4 母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給期間は、受給資格者が第1項の養成機関において修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間とする。
（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金）

第29条 法第31条第3号に規定する政令で定める給付金は、母子家庭高等職業訓練修了支援給付金とする。

- 2 母子家庭高等職業訓練修了支援給付金は、次の各号のいずれにも該当する者（第4項において「受給資格者」という。）に対し支給するものとする。

- (1) 前条第1項の養成機関において1年以上の課程を修了した者（次号及び第3号において「養成課程修了者」という。）であつて、当該養成機関における修業を開始した日（次号において「修業開始日」という。）及び当該養成機関における課程を修了した日（第3号及び第4項第1号に

において「修了日」という。)において、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの (2) 養成課程修了者の修業開始日の属する年の前年(修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。)の所得が、その者の扶養親族及びその者の扶養親族でない児童でその者が修業開始日の属する年の前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表の第2欄に定める額未満であるもの (3) 養成課程修了者の修了日の属する年の前年(修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。)の所得が、その者の扶養親族及びその者の扶養親族でない児童でその者が修了日の属する年の前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表の第2欄に定める額未満であるもの 3 前項第2号及び第3号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、前条第2項の規定を準用する。 4 母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 受給資格者及び当該受給資格者と同一の世帯に属する者が修了日の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5万円 (2) 前号に掲げる者以外の者 2万5000円			
標準処理期間		30日	
備考			
設定年月日		平成27年4月1日	最終変更年月日
			令和3年1月1日